

5. 関係機関・団体における支援業務.

犯罪被害者等の支援に関係する機関・団体等ごとに所管する制度等についてご紹介します。

(1) 北海道

(組織の紹介)

犯罪被害者相談窓口を設け、犯罪被害者等への相談業務を行っています。また、国・市町村やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

相談窓口業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

(窓口) 環境生活部くらし安全局道民生活課 011-206-6148 (直通)

犯罪被害者等の公営住宅への優先入居

(支援概要)

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等(配偶者からの暴力被害者等を除く。)が道営住宅の入居募集に応募した場合に、公開抽選における当選率が、一般の入居希望者に比べ有利となります。

(公開抽選ですので、必ず入居できるとは限りません。)

(対象要件等)

犯罪等により害を被った日から5年を経過していない方で、その犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する方

- ・犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

(窓口) 建設部住宅局住宅課

TEL 011-204-5583 (直通)

FAX 011-232-2689

HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/kannri/nyukyotop.htm>



配偶者からの暴力被害者の公営住宅への優先入居

(支援概要)

配偶者からの暴力被害者が道営住宅の入居募集に応募した場合に、公開抽選における当選率が、一般の入居希望者に比べ有利となります。

(公開抽選ですので、必ず入居できるとは限りません。)

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ・ 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は婦人保護施設での保護が終了してから5年以内の被害者
- ・ 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対して裁判所から出された接近禁止命令又は退去命令がその効力を生じた日から5年以内の被害者
- ・ 児童福祉法による母子生活支援施設での保護が終了した日から5年以内の被害者

(窓口) 建設部住宅局住宅課

TEL 011-204-5583 (直通)

FAX 011-232-2689

HP : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/jtop/kannri/nyukyotop.htm>



(窓口)

環境生活部くらし安全局道民生活課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-206-6148 (直通) FAX : 011-232-4820

ホームページ : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/index.html>



(2) 市町村

(組織の紹介)

犯罪被害者等支援の各種相談窓口の設置、被害者支援に関する情報提供、道民の理解増進のための広報・啓発などの取組を行っています。

(なお、市町村によっては実施していない事業がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせ下さい。)

支援制度

道内では、次の市町において、犯罪被害に遭われた方とその家族を支援するため見舞金を支給する制度を設けています。対象となる方や支援の内容については、直接お問合せください。(その他の市町村の連絡先については、(P138~参照))

・ 札幌市の支援制度についてのご案内

担当部局 : 札幌市 市民文化局 地域振興部 区政課 (011) 211-2252

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/hanzai/shienseido.html>



- ・ 北斗市の支援制度についてのご案内

担当部局：北斗市 市民部 市民課 市民係 (0138) 73-3111 (内 112)

<https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/>



- ・ 広尾町の支援制度についてのご案内

担当部局：広尾町 保健福祉課 福祉係 (01558) 2-0172

<https://www.town.hiroo.lg.jp/kurashi/hokenhukushi/shakaihukushi/higaishashien/>



相談業務

(支援概要)

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うと共に、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

遺族基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。

(対象要件等)

- ・ 被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。
- ・ 死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は 1、2 級の障がいの状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた妻であること。

障害基礎年金

(支援概要)

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障がいが残った場合などに一定額を支給します。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

- ① 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。

- ・ 初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、

1、2級の障がいの状態にあるとき。

- ・保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。

②初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1、2級の障がいの状態にあること。

特別障害者手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

身体障害者手帳の交付

(支援概要)

身体に障がいがあり、日常生活に支障をきたす方に、本人又は保護者の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者支援施設への入(通)所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障がい者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※ 診断書作成は有料です。

(対象要件等)

視覚・聴覚機能、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方

精神障害者保健福祉手帳の交付

(支援概要)

精神疾患のために日常生活に支障をきたす方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設の使用料等の減免、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※ 診断書作成は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

診断書料の補助

(支援概要)

身体障害者手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用又は

費用の一部を補助します。(一部の自治体)

自立支援医療費支給制度

(支援概要) (対象要件等)

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障がいの種類にかかわらず、市町村が福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、精神通院公費(統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方)、育成医療(身体上の障がい・疾患があり、その障がい・疾患に係る医療を行わないと将来において障がいを残すと認められ、手術等確実な医療効果が期待できる医療を要する18歳未満の児童)、更生医療(身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方)にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得制限があります。

※ 自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

乳幼児等医療費助成

(支援概要)

乳幼児や小学生などの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について助成を受けることができます。

(対象となる年齢などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

ひとり親家庭等医療費助成

(支援概要)

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の父又は母及び児童や両親の死亡等により他の家庭で扶養されている児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額について、助成を受けることができます。

(助成対象などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

母子父子寡婦福祉資金貸付金

(札幌市、旭川市及び函館市以外にお住まいの方は、各総合振興局(振興局)社会福祉課が申請窓口です)

(支援概要)

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

配偶者のいない(死別、離婚、生死不明、法令による拘禁(長期)、労働能力喪失、未婚の母等) 女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方

高等職業訓練促進給付金等事業

(町村にお住まいの方は、各総合振興局（振興局）社会福祉課が申請窓口です)

(支援概要)

母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、看護師等の対象資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給するとともに、入学時の負担を考慮し、訓練修了後に修了支援給付金を支給します。

(対象要件等)

以下の要件にすべて該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること
- ・ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ・ 過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

自立支援教育訓練給付金事業

(町村にお住まいの方は、各総合振興局（振興局）社会福祉課が申請窓口です)

(支援概要)

実施主体である自治体の長が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること
- ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ・ 原則として、過去に訓練給付金を受給していないこと

母子家庭等就業・自立支援センター事業

(支援概要)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

(対象要件等)

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）

母子自立支援プログラム策定等事業

(支援概要)

各総合振興局（振興局）社会福祉課、各市福祉事務所及び母子家庭等就業・自立支

援センターにおいて、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

(対象要件等)

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

児童手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所があり、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父母等。

児童扶養手当

(支援概要)

以下の対象要件等に該当する児童を監護する父母又は養育する者に対して、一定額を支給します。

(対象要件等)

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が政令で定める程度の障害を有する児童
- ・父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

障害児福祉手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に著しく重度の障がい（障害）を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障がい（障害）のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

特別児童扶養手当

(支援概要) (対象要件等)

精神又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童を監護する父若しくは母又は養育する者に対し、手当を支給します。

要保護及び準要保護児童生徒援助費

(支援概要)

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(対象要件等)

市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

私立幼稚園就園奨励費補助

(支援概要)

私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

※ 住民税決定証明書に要する経費は有料です。

(対象要件等)

市町村内に住所を有し、私立幼稚園に就園する 3 歳児・4 歳児・5 歳児の保護者の方

公立幼稚園保育料減免

(支援概要)

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

(減免制度の内容や金額などの詳細については、各市町村教育委員会にお問い合わせください。)

一時預かり

(支援概要)

様々な事情によって一時的に家庭で保育することが困難となった場合、主として昼間において、保育所等で子どもを一時的に預かります。

※ 利用料金は有料です。

(対象年齢などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(支援概要)

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において養育・

保護を行っています。

※利用料の負担があります。

(利用料金などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(支援概要)

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等でその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※利用料の負担があります。

(利用料金などの詳細については、各市町村の相談窓口にお問い合わせください。)

無料法律相談

(支援概要)

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

住民票写しの交付等の制限

(支援概要)

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(対象要件等)

- ・市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方

(相談窓口) 各市町村 (P. 138参照)

(3) 警察

(組織の紹介)

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等

を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

(支援概要)

刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

(対象要件等)

- ・殺人、強盗、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

被害者連絡制度

(支援概要)

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

(対象要件等)

- ・殺人、強盗、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ・ひき逃げ事件や交通事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

地域警察官による被害者訪問・連絡活動

(支援概要)

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性警察官による訪問・連絡活動を行います。

(対象要件等)

殺人、強盗、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

再被害防止

(支援概要)

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

(窓口) 各警察署事件捜査担当課

性犯罪被害者への支援

(支援概要)

性犯罪被害相談窓口の設置、希望する性別の警察官による事情聴取、証拠採取における配慮、緊急避妊等の医療経費の公費負担（初診料、処置料、緊急避妊料、人工妊娠中絶費用、診断書料等）を行っています。

(公費負担の要件がありますので、下記窓口にお問い合わせください。)

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室又は捜査第一課性犯罪捜査係 011-251-0110
各警察署事件捜査担当課

被害少年への支援

(支援概要)

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

(窓口) 警察本部少年課少年サポートセンター 0120-677-110
各警察署生活安全課

子ども虐待への対応

(支援概要)

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門職員、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

(窓口) 警察本部少年課少年サポートセンター 0120-677-110
各警察署生活安全課

暴力団犯罪の被害者への支援

(支援概要)

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援を行っています。

(窓口) 警察本部捜査第四課（暴力団に関する相談電話）011-222-0200
各警察署事件捜査担当課

交通事故被害者への支援

(支援概要)

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種

相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

(窓口) 警察本部交通捜査課 011-251-0110

各警察署交通課

配偶者からの暴力事案に対する対応

(支援概要)

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

(窓口) 各警察署生活安全課

ストーカー事案に対する対応

(支援概要)

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

(窓口) 各警察署生活安全課

カウンセリング

(支援概要)

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

(函館、旭川、釧路、北見方面の場合は各方面本部警務課警務第一係)

犯罪被害給付制度

(支援概要)

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
- ・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
- ・「障害給付金」：障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や

勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

(対象要件等)

- ・亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族
 - ・重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
 - ・障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人
- ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

(函館、旭川、釧路、北見方面の場合は各方面本部警務課警務第一係)

各警察署警務課犯罪被害者支援係

精神療法等費用の公費負担

(支援概要)

犯罪被害者等が精神科医療機関において保険診療として受診した診察費用の公費負担を行っています。(公費負担の要件がありますので、下記窓口にお問い合わせください。)

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

各警察署警務課犯罪被害者支援係

診断書料の公費負担

(支援概要)

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書に要する費用の公費負担を行っています。(公費負担の要件がありますので、下記窓口にお問い合わせください。)

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

各警察署事件捜査担当課又は警務課犯罪被害者支援係

司法解剖に関する経費の公費負担

(支援概要)

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。

(窓口) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

各警察署事件捜査担当課(刑事・交通)

各種相談窓口

(支援概要)

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に相談センターを設置しています。

(窓口)	一般相談専用電話	#9110
	性犯罪被害 110 番	#8103 (ハートさん)
		0120-756-310
		フリーダイヤルに繋がらない場合は
		011-242-0310 (札幌地区)
		0138-54-9310 (函館地区)
		0166-34-5000 (旭川地区)
		0154-24-0310 (釧路地区)
		0157-22-0310 (北見地区)
	少年相談 110 番	0120-677-110
	暴力団に関する相談	011-222-0200

(窓口) 道警本部、各方面本部、各警察署 (P. 142参照)

(4) 第一管区海上保安本部

(組織の紹介)

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

(支援概要)

事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

(窓口) 海上保安部又は海上保安署

犯罪被害者等支援制度

(支援概要)

各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等

の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明などを行います。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族
(窓口) 海上保安部又は海上保安署

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

(支援概要)

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体を遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないように修復するための費用を一部公費により負担しています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族
(窓口) 海上保安部又は海上保安署

その他の支援

(支援概要)

- ・ 犯罪被害者等の安全確保

犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動などの状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者などに当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。

- ・ 女性被害者への配慮

性犯罪等に係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしています。

(対象要件等)

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族
(窓口) 海上保安部又は海上保安署

(窓口) 第一管区海上保安本部

〒047-0007 小樽市港町5番2号

TEL : 0134-27-0118 (総務部総務課) FAX : 0134-27-6181

ホームページ : <https://www.kaiho.mlit.go.jp/01kanku/>



海上保安部、海上保安署についてはP. 144参照

(5) 法テラス（正式名称：日本司法支援センター）

（組織の紹介）

平成 18 年 4 月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。

法テラスは“全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現”という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立されました。

北海道には、札幌、函館、旭川、釧路の 4 箇所地方事務所があります。

犯罪被害者支援業務

（支援概要）

犯罪被害者支援業務では、犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内します。

また、被害に遭われた方やご家族の方などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供します。

さらに、弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士を紹介しています。また、弁護士費用等については、その方の経済状況等に応じて、民事法律扶助の制度をご利用いただけます。

国選被害者参加弁護士の選定に関する業務

（支援概要）

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること
- ・資力（現金・預金等）に関する基準額（200 万円未満）に該当すること（6 か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

民事法律扶助業務

（支援概要）

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立て替えを行います。

被害に遭われた方は、刑事事件の加害者に対する損害賠償請求手続を行う場合に、利用することができます。また、DV被害に遭われた方は、保護命令申立等の裁判手続にも利用できます。

※費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

（対象要件等）

- ・収入等が一定額以下であること
- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談については、この条件は不要です。）
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

日弁連委託援助業務

（支援概要）

日本弁護士連合会からの委託により、綜合法律支援法が規定する法テラスの民事法律扶助制度や国選弁護制度等の対象となっていない方に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う業務です。

具体的支援及び手続の詳細については、各地の弁護士会や弁護士にお問い合わせください。

※ 要した費用について、負担をしていただく場合があります。

（対象要件等）

- ・殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族
- ・収入等の要件に該当すること
- ・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

（窓口）

◆コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル）

0570-079714（「なくことないよ」）（IP電話からは、03-6745-5601）

（利用時間 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00）

◆地方事務所（北海道内分）（9:00～17:00、情報提供業務は 9:00～12:00、

13:00～16:00）

- ・法テラス札幌 IP電話 050-3383-5555

〒060-0001 札幌市中央区北1条西9丁目3-1 南大通ビル N1 1階

- ・法テラス函館 IP電話 050-3383-5560

〒040-0063 函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5階

- ・法テラス旭川 IP電話 050-3383-5566

〒070-0033 旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6階

- ・法テラス釧路 IP電話 050-3383-5567

〒085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1階

(6) 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター
北海道被害者相談室

(組織の紹介)

「北海道被害者相談室」を附置し、北海道の「犯罪被害者等総合相談窓口」及び北海道公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」として、犯罪被害者、その家族及び遺族の被害回復と軽減のための相談（カウンセリング）や直接的支援をはじめとした援助活動を行うとともに、被害者等支援に関する広報啓発を行っています。

相談（カウンセリング）

(支援概要)

○ 電話相談・面接相談

相談員（被害者等支援に関する専門的な研修を積んだカウンセラー）が電話や面接によるカウンセリングを行っています。なお、面接相談は事前予約が必要です。

- ・相談は無料です。（通話料はかかります）
- ・秘密厳守です。
- ・相談内容により、弁護士の相談を受けることができます。

（毎週木曜日 14:00～16:00（祝日、年末年始を除く）事前の電話相談と予約が必要です。）

- ・相談電話等 011-232-8740
- ・性暴力専用ダイヤル 011-211-8286
- ・開設時間等 10:00～16:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

（詳しい連絡先は P. 19 参照。）

○ F A X 相談 011-211-8151

○ メール相談 <https://ssl.formman.com/form/pc/6wmdgp6ab6Z0oJKP/>



直接的支援

(支援概要)

- 警察署・病院・検察庁・裁判所等への付添いを必要に応じ行っています。
- 自宅訪問・生活支援・情報の提供等を被害者等の希望に添った支援を行っています。
- 申込窓口 011-232-8740 (10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日))

(窓口)

(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター

北海道被害者相談室

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

北海道立道民活動センター (かでの2・7) 5階

TEL : 011-232-8740 FAX : 011-211-8151

<http://www.counseling.or.jp>



E-mail : <https://ssl.formman.com/form/pc/6wmdgp6ab6Z0oJKP/>



※道内には、上記以外に次の民間の相談室があります。

・一般社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
(旭川市)

TEL : 0166-24-1900

(10:00~15:00 (祝日、年末年始を除く月曜日・火曜日・木曜日・
金曜日))

・苫小牧地区被害者相談室

TEL : 0144-37-7830

(13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く木曜日))

※月曜日・火曜日・水曜日・金曜日は苫小牧市内への通話料金で上
記北海道被害者相談室へ電話が転送されます。

・釧路被害者相談室

TEL : 0154-24-6002

(10:30~14:30 (祝日、年末年始を除く火曜日・金曜日))

・函館被害者相談室

TEL : 0138-43-8740

(10:00~15:00 (祝日、年末年始を除く水曜日))

※月曜日・火曜日・木曜日・金曜日は函館市内への通話料金で上記
北海道被害者相談室へ電話が転送されます。

・オホーツク被害者相談室 (北見市)

TEL : 0157-25-1137

(8:45~17:30 (祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日))

(7) 公益財団法人 犯罪被害救援基金

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等
- ・学校に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子・孫・弟妹等

(申出先) 警察本部警務課犯罪被害者支援室 011-251-0110

(函館、旭川、釧路、北見方面の場合は各方面本部警務課警務第一係)
各警察署警務課犯罪被害者支援係

生活の指導・相談事業

(支援概要)

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努めています。

※通話料はかかります。

(対象要件等)

- ・奨学生、その保護者

(専門窓口) 電話相談コーナー 03-5226-1021

(窓口)

公益財団法人 犯罪被害救援基金
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6
平河町共済ビル内
電話 03(5226)1020 FAX 03(5226)1023

